

◎会社法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第九〇号)

一、提案理由(平成二六年四月八日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 会社法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社経営に対する監査等を強化し、また、株式会社及びその属する企業グループの運営の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、取締役会の業務執行者に対する監督機能を強化した株式会社の新たな機関設計として、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、取締役の職務の執行の監査を行うとともに、株主総会において取締役の選解任及び報酬について意見を述べることができるものとする監査等委員会設置会社制度を新設することとしております。

第二に、社外取締役等の業務執行者に対する監督機能の実効

会社法の一部を改正する法律

性を高めるため、社外取締役等の要件として、株式会社の親会社の取締役等でないこと及び株式会社の取締役等の近親者でないことを追加するなど、その要件を現行法の規律よりも厳格化することとしております。

第三に、会計監査人の取締役からの独立性を強化するため、会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権を取締役または取締役会が有するものとしている現行法の規律を改め、その決定権を監査役または監査役会に付与することとしております。

第四に、企業グループにおける完全親会社の株主の利益を保護するため、完全親会社の株主が、代表訴訟により、完全親会社の取締役等の責任だけでなく、その完全子会社の取締役等の責任も追及することができる制度を新設することとしております。

第五に、株式会社が法令または定款に違反する組織再編等を行うことにより株主の利益が害されることを防止するため、株主による組織再編等の差しとめ請求制度を現行法の規律よりも拡充することとしております。

第六に、優良資産を承継会社に移す会社分割によって分割会社に残された債権者が害される事例が見られることから、そのような債権者を保護するため、許害的な会社分割において分割

会社に残された債権者が分割会社だけでなく承継会社に対して債務の履行を請求することができる旨の規定を新設することとしております。

.....(略).....

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二六年四月二五日)

○江崎鐵磨君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の会社法の一部を改正する法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差しとめ請求制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

内閣提出の両法律案は、第百八十五回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る一月二十四日本委員会に付託され、四月八日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。また、階猛君外一名提出の法律案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日、提出者階猛君から提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して質疑に入り、十八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

二十三日、日本維新の会の提案による会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案につきまして提出者から趣旨の説明を聴取、三法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。

質疑終了後、自由民主党及び公明党の共同提案による内閣提出の両法律案に対する修正案がそれぞれ提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、三法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、階猛君外一名提出の会社法の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の会社法の一部を改正する法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決し、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は全会一致をもって両

修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。
以上、御報告いたします。

○委員会修正の提案理由(平成二六年四月二三日)

○大塚(拓)委員 たいま議題となりました両修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改めるとともに、既に成立した産業競争力強化法の法律番号を付すことであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○荒木清寛君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、会社法の一部を改正する法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集

会社法の一部を改正する法律

団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止め請求制度の拡充、特別支配株主の株式等売渡し請求制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

なお、衆議院において、これらの法律案の法律番号中、平成二十五年を平成二十六年に改める等の修正及び、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十二条第一項の特定事業者のうち特定会社については、子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認に関する規定は適用しないこととする等の修正が行われております。

委員会におきましては、大久保勉君外六名発議の会社法の一部を改正する法律案と一括して審査を行い、今回の改正の趣旨と目的、監査等委員会の独立性を確保するための仕組み、社外取締役の導入を促進するための具体的措置と人材の確保、改正案において社外取締役の選任を義務付けなかった理由と社外取締役の適正人数、会計監査人の報酬の決定権を監査役に付与しなかった理由、支配株主の異動を伴う募集株式の発行に当たり、規律の対象とする募集株式発行後の議決権の割合を二分の一超

とした理由とその妥当性、多重代表訴訟制度創設の意義と原告適格の妥当性、特別支配株主による株式等売渡し請求制度において少数株主の権利を侵害する懸念、会社法の条文を分かりやすくする必要性、衆議院の修正で、水俣病特措法の特定会社について会社法の規定を適用除外とした理由とその妥当性等について質疑が行われ、また、株式会社の実務関係者、水俣病患者代表等の参考人から意見を聴取いたしました。

両法律案に対する質疑終局の動議が提出され、多数をもって質疑を終局することを決した後、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川理事、日本共産党を代表して仁比委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。